

ID: 100

担当部署: 子ども家庭課

処分の概要	養育医療券の再交付		
例規名 根拠条項	大河原町母子保健法に基づく低体重児の届け出、養育医療の給付等に関する規則 第8条		
例規番号	平成25年規則第12号		
【基準】 第8条の規定による。 (養育医療券の再交付) 第8条 養育医療券の交付を受けた者が養育医療券を損傷し、汚損し、又は紛失したときは、養育医療券再交付申請書(様式第11号)を町長に提出し、再交付を申請することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	令和5年9月29日